

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023 年 6 月 29 日
【発行者の名称】	株式会社碧 (HEKI Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金城 智子
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市東町 19 番 25 号
【電話番号】	098-863-1533
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 福地 邦男
【担当 J - A d v i s e r の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目 28 番 8 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社碧 https://www.heki.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにも関わらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 20 期中	第 21 期中	第 22 期中	第 20 期	第 21 期
決算年月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2021 年 9 月	2022 年 9 月
売上高 (千円)	293,188	320,750	471,872	456,419	697,934
経常損失(△) (千円)	△92,943	△41,178	△1,110	△232,395	△112,472
中間(当期)純利益又は純損失(△) (千円)	△73,363	△15,336	△1,283	△165,649	123,176
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
発行済株式総数 (株)	590,000	590,000	590,000	590,000	590,000
純資産額 (千円)	176,595	68,972	206,202	84,309	207,486
総資産額 (千円)	1,209,567	1,111,081	655,164	1,092,192	709,161
1 株当たり純資産額 (円)	299.31	116.90	349.50	142.90	351.67
1 株当たり中間(当期)純利益又は純損失(△) (円)	△124.34	△25.99	△2.18	△280.76	208.77
潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり中間(当期)配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.6	6.2	31.5	7.7	29.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	84.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	2.87
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△73,332	60,695	△74,796	△188,187	68,217
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△349	△1,423	△2,540	△354	927,588
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△145	—	△615,000
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (千円)	284,380	228,792	472,844	169,520	550,326
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	74 〔26〕	75 〔23〕	68 〔20〕	76 〔26〕	70 〔22〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり中間(当期)配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第20期中間期、第20期、第21期中間期及び第22期中間期の自己資本利益率及び株価収益率については、中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
68 [20]	30.75	7.3	3,294

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。
5. 当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて動きが加速する中で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う国際情勢の悪化および長期化する事で原材料価格の高騰や、急速な円安が進み更なる物価高が続き依然として不透明な状況が続いております。そのような中、野外でのマスク着用や、会食における人数制限など、行動規制が緩和され、飲食業界における経済活動が少しずつ回復へ向かって動き出しております。また、海外に関しましては、わが国以上に感染状況が深刻でしたが、人の往来に対する制限が緩和されたことから、インバウンドを含む観光客の増加に伴い消費活動が徐々に活発化しております。

このような環境の中、当社は「会社の発展と社員一人ひとりの幸福と株主の利益拡大のためにお客様に満足感をご提供する」ことを企業理念として定め、「お客様と従業員の安全確保」を最優先事項として店舗運営に取り組んでまいりました。具体的には、店舗入口にお客様用消毒液を設置するほか、検温やソーシャルディスタンス（社会的距離）を意識した客席配置を徹底すると共に、全従業員に対しては継続的に検温、マスク着用、アルコール消毒を遵守させることで、お客様及び従業員の安全確保に努めてまいりました。

また、営業面においては前年より引き続きテイクアウトやデリバリー、メニューラインアップの増加等に注力し、継続的に取り組んでいる社内イベントとして新商品開発表彰制度による商品開発により、メカジキ沖縄御膳、祝日限定御膳プラン、デザートプレート、和牛ハンバーグ、おすすめトロピカルドリンク、季節に合わせた限定メニュー等の販路拡大に努めたことにより、観光客（インバウンドを含む）の来店客数・客単価ともに増加傾向にあります。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は471,872千円（前年同期比47.1%増）、営業損失は1,407千円（前中間会計期間は37,662千円の営業損失）、経常損失は1,110千円（前中間会計期間は41,178千円の経常損失）、中間純損失は1,283千円（前中間会計期間は15,336千円の中間純損失）となりました。

なお、当社はレストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比較して77,481千円減少し、472,844千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は74,796千円(前年同期は60,695千円の獲得)となりました。これは主に、未払消費税等の減少額60,264千円、売上債権の増加額10,553千円、仕入債務の増加額3,917千円、未払金の増加額2,939千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は2,540千円(前年同期は1,423千円の使用)となりました。これは、敷金の返還による収入5,400千円、資産除去債務の履行に伴う支出5,963千円、敷金の差入による支出1,977千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は145千円(前年同期は獲得及び使用した資金はありません)となりました。これは、リース債務の返済による支出145千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
レ ス ト ラ ン 事 業	242,415	133.1
合計	242,415	133.1

(注) 金額は、製造原価によっております。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
レ ス ト ラ ン 事 業	17,098	144.7
合計	17,098	144.7

(3) 受注実績

当社は、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
レ ス ト ラ ン 事 業	471,872	147.1
合計	471,872	147.1

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間及び公表日(2023年6月29日)現在において、前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、以下の追加すべき事項が生じております。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請や外食需要の冷え込みの影響を受け、来店客数・売上高ともに大きく減少し、2022年9月期におきましては営業損失107,496千円、当中間会計期間におきましては営業損失1,407千円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症の収束及び外食需要は徐々に回復がみられるものの営業債務や借入金返済の原資となる売上獲得が見込めず将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消するために、当社では以下の対応策を講じてまいります。

売上改善策

① 鉄板焼ステーキレストラン「碧」事業部

主力商品の大幅な変更はありませんが、リーズナブルな価格帯のランチメニュー改善やサイドメニューのラインナップ増加を図るとともに、SNSを活用し季節に合ったイベントの企画・実施により新規顧客の開拓に繋げております。

また、那覇市牧志に鉄板焼ステーキレストラン碧牧志店を7月以降にオープンする予定としており、観光需要の回復に伴う売上高の増加に取り組み、原材料の高騰に対し販売商品の価格転嫁を適正に実施しながら店舗展開に取り組んでまいります。

② しゃぶしゃぶの専門店「紺」事業部

主力商品の大幅な変更はありませんが、鮮魚メニューやテイクアウトメニューの開発、季節に合ったイベントの企画・実施により新規顧客の開拓に繋げております。

また、那覇市若狭にしゃぶしゃぶ紺若狭店を6月以降にオープンする予定としており、観光需要の回復に伴う売上高の増加に取り組み、原材料の高騰に対し販売商品の価格転嫁を適正に実施しながら店舗展開に取り組んでまいります。

また、前事業年度より「碧事業部」「紺事業部」全店において、継続的に新商品開発表彰制度を設け各店舗からの新商品が提案出品され、人気の商品化に繋がっています。

なお、当中間会計期間の末日現在において現金及び預金を472,844千円保有し十分な手元資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、中間財務諸表等への注記は行っておりません。

(2) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下「J-Adviser 契約」という。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下「同社」という。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本条柱書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を償却するものでないこと。
(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、イの2：非上場会社を子会社とする株式交付、ロ：会社分割による非上場会社からの事業の承継、ハ：非上場会社からの事業の譲受け、ニ：会社分割による他の者への事業の承継、ホ：他の者への事業の譲渡、ヘ：非上場会社との業務上の提携、ト：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、チ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからトまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」をいう。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接的に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転によりほかの会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価よりも著しく低い新株予

約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役会の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株式総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株式総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Market に上場している株式について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が、反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- (1) 甲または乙が、J-Adviser 契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他 J-Adviser 契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により J-Adviser 契約期間中いつでも J-Adviser 契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより J-Adviser 契約を解除することができる。
- (3) J-Adviser 契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め J-Adviser 契約を解除する旨を東証に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解除につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べ 54,777 千円減少し、555,428 千円となりました。これは主に、売掛金の増加 10,553 千円、預け金の増加 9,643 千円、前払費用の増加 2,593 千円、未収入金の増加 2,209 千円、現金及び預金の減少 77,481 千円によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末と比べ 781 千円増加し、99,735 千円となりました。これは主に、リース資産の増加 3,036 千円、保険積立金の増加 1,366 千円、敷金の減少 3,423 千円によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べ 57,778 千円減少し、77,977 千円となりました。これは主に、未払消費税等の減少 60,264 千円、資産除去債務の減少 5,474 千円、買掛金の増加 3,917 千円、未払金の増加 2,939 千円、賞与引当金の増加 2,349 千円、未払費用の減少 1,245 千円によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末と比べ 5,065 千円増加し、370,984 千円となりました。これは主に、リース債務の増加 2,758 千円、退職給付引当金の増加 2,156 千円によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ 1,283 千円減少し、206,202 千円となりました。これは、中間純損失の計上による繰越利益剰余金の減少 1,283 千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」をご覧ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請や外食需要の冷え込みの影響を受け、来店客数・売上高ともに大きく減少し、2022年9月期におきましては営業損失107,496千円、当中間会計期間におきましては営業損失1,407千円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症の収束及び外食需要は徐々に回復がみられるものの営業債務や借入金返済の原資となる売上獲得が見込めず将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消するために、当社では以下の対応策を講じてまいります。

売上改善策

① 鉄板焼ステーキレストラン「碧」事業部

主力商品の大幅な変更はありませんが、リーズナブルな価格帯のランチメニュー改善やサイドメニューのラインナップ増加を図るとともに、SNSを活用し季節に合ったイベントの企画・実施により新規顧客の開拓に繋げております。

また、那覇市牧志に鉄板焼ステーキレストラン碧牧志店を7月以降にオープンする予定としており、観光需要の回復に伴う売上高の増加に取り組み、原材料の高騰に対し販売商品の価格転嫁を適正に実施しながら店舗展開に取り組んでまいります。

② しゃぶしゃぶの専門店「紺」事業部

主力商品の大幅な変更はありませんが、鮮魚メニューやテイクアウトメニューの開発、季節に合ったイベントの企画・実施により新規顧客の開拓に繋げております。

また、那覇市若狭にしゃぶしゃぶ紺若狭店を6月以降にオープンする予定としており、観光需要の回復に伴う売上高の増加に取り組み、原材料の高騰に対し販売商品の価格転嫁を適正に実施しながら店舗展開に取り組んでまいります。

また、前事業年度より「碧事業部」「紺事業部」全店において、継続的に新商品開発表彰制度を設け各店舗からの新商品が提案出品され、人気の商品化に繋がっています。

なお、当中間会計期間の末日現在において現金及び預金を472,844千円保有し十分な手元資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、中間財務諸表等への注記は行っておりません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,160,000	1,570,000	590,000	590,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,160,000	1,570,000	590,000	590,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日	—	590,000	—	55,000	—	25,000

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
奥間 弘子	沖縄県那覇市	270,000	45.76
西里 弘一	沖縄県宜野湾市	270,000	45.76
株式会社ミーティッジ	沖縄県那覇市字天久 1193-8	8,000	1.36
有限会社アクシス	沖縄県那覇市銘苅 1 丁目 2-1	7,100	1.20
株式会社東洋	三重県四日市市富田 2 丁目 8-23	4,100	0.69
忍田 章彦	愛知県名古屋市長区	3,800	0.64
行村 浩章	山口県下関市	1,200	0.20
川端 義光	和歌山県有田郡湯浅町	1,200	0.20
株式会社丸市ミート	沖縄県浦添市西洲 2 丁目 9-3	1,000	0.17
瑞泉酒造株式会社	沖縄県那覇市首里崎山町 1 丁目 35	1,000	0.17
有限会社ロベルト商事	沖縄県那覇市辻 1 丁目 10-1	1,000	0.17
計		568,400	96.34

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 590,000	5,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	590,000	—	—
総株主の議決権	—	5,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022 年 10 月	11 月	12 月	2023 年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。
2. 2022 年 10 月、11 月、12 月、2023 年 1 月、2 月及び3月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2022年10月1日から2023年3月31日まで)の中間財務諸表について、如水監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2023 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	550,326	472,844
預け金	20,756	30,400
売掛金	10,198	20,752
商品及び製品	2,113	2,179
原材料及び貯蔵品	12,663	11,641
前払費用	9,981	12,575
未収入金	50	※ 2 2,259
その他	4,116	2,776
流動資産合計	610,206	555,428
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具（純額）	462	346
リース資産（純額）	—	3,036
有形固定資産合計	※ 1 462	※ 1 3,382
無形固定資産		
電話加入権	28	28
無形固定資産合計	28	28
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
保険積立金	38,344	39,711
長期前払費用	825	743
敷金・保証金	59,292	55,869
投資その他の資産合計	98,463	96,324
固定資産合計	98,954	99,735
資産合計	709,161	655,164

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,595	20,513
リース債務	—	580
未払金	13,062	16,001
未払費用	30,886	29,641
未払法人税等	585	292
未払消費税等	60,264	—
賞与引当金	6,080	8,429
資産除去債務	5,474	—
その他	2,807	2,518
流動負債合計	135,756	77,977
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
リース債務	—	2,758
退職給付引当金	23,399	25,555
資産除去債務	42,519	42,670
固定負債合計	365,918	370,984
負債合計	501,674	448,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	55,000	55,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	25,000
資本剰余金合計	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	127,486	126,202
利益剰余金合計	127,486	126,202
株主資本合計	207,486	206,202
純資産合計	207,486	206,202
負債純資産合計	709,161	655,164

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
売上高	320,750	471,872
売上原価	※ 1 193,648	※ 1 259,447
売上総利益	127,101	212,425
販売費及び一般管理費	※ 1 164,763	※ 1 213,832
営業損失 (△)	△37,662	△1,407
営業外収益		
受取利息	0	1
保険解約返戻金	—	1,178
その他	408	483
営業外収益合計	408	1,663
営業外費用		
支払利息	3,501	1,121
支払手数料	249	—
その他	173	245
営業外費用合計	3,925	1,366
経常損失 (△)	△41,178	△1,110
特別利益		
雇用調整助成金	10,616	—
緊急雇用安定助成金	2,799	—
営業時間短縮協力金	34,269	—
トライアル雇用助成金	—	120
特別利益合計	47,684	120
特別損失		
固定資産除却損	—	0
新型コロナウイルス関連損失	20,096	—
減損損失	※ 2 1,453	—
特別損失合計	21,550	0
税引前中間純損失 (△)	△15,043	△990
法人税、住民税及び事業税	292	292
法人税等合計	292	292
中間純損失 (△)	△15,336	△1,283

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益 剰余金			
当期首残高	55,000	25,000	25,000	4,309	4,309	84,309	84,309
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△15,336	△15,336	△15,336	△15,336
当中間期変動額 合計	—	—	—	△15,336	△15,336	△15,336	△15,336
当中間期末残高	55,000	25,000	25,000	△11,027	△11,027	68,972	68,972

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益 剰余金			
当期首残高	55,000	25,000	25,000	127,486	127,486	207,486	207,486
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△1,283	△1,283	△1,283	△1,283
当中間期変動額 合計	—	—	—	△1,283	△1,283	△1,283	△1,283
当中間期末残高	55,000	25,000	25,000	126,202	126,202	206,202	206,202

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△15,043	△990
減価償却費	7,865	247
減損損失	1,453	—
緊急雇用安定助成金	△2,799	—
雇用調整助成金	△10,616	—
営業時間短縮協力金	△34,269	—
トライアル雇用助成金	—	△120
固定資産除却損	—	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,337	2,156
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,368	2,349
受取利息及び受取配当金	△0	△1
支払利息	3,501	1,121
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,775	△10,553
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△650	955
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,787	3,917
未払費用の増減額 (△は減少)	1,670	△1,251
未払消費税等の増減額 (△は減少)	11,070	△60,264
未払金の増減額 (△は減少)	2,218	2,939
その他	△6,108	△13,722
小計	△32,990	△73,216
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	△3,479	△1,115
補助金収入	97,750	120
法人税等の支払額	△585	△585
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,695	△74,796
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,453	—
敷金の差入による支出	—	△1,977
敷金の返還による収入	30	5,400
資産除去債務の履行に伴う支出	—	△5,963
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,423	△2,540

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	—	△145
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△145
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	59,272	△77,481
現金及び現金同等物の期首残高	169,520	550,326
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 228,792	※ 472,844

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

① 商品・原材料

先入先出法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当中間会計期間末に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

レストラン事業

レストラン事業においては、顧客へ主に沖縄県産和牛、沖縄県久米島産の赤鶏、あぐー豚、沖縄野菜（島野菜）等の沖縄の食材を生かしたサービスの提供を行っております。このようなサービス提供については、顧客にサービス提供を完了した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (2022 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 150,034 千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 150,282 千円
※ 2 —————	※ 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)																	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 7,865 千円	※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 247 千円																
※ 2	減損損失 当中間会計期間において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 (1)減損を認識した資産 「碧」うめきた店 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr><tr><td>大阪府 北区</td><td>店舗 設備</td><td>工具、 器具及 び備品</td><td>341 千円</td></tr></table> 「紺」おもろまち店 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr><tr><td>沖縄県 那覇市</td><td>店舗 設備</td><td>建物附 属設備</td><td>1,112 千円</td></tr></table> (2)減損損失を認識するに至った経緯 「碧」うめきた店及び「紺」おもろまち店 は、営業損失の計上が継続しており、かつ業 績好転の見通しがたたないため、店舗設備の 帳簿価額について、減損損失を認識しており ます。 (3)資産のグルーピングの方法 当社は、継続的に収支の把握を行っている管 理会計上の区分を基礎としたグルーピングを しております。 (4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額がありませんので、帳簿価額の 全額を減損損失としております。	場所	用途	種類	減損損失	大阪府 北区	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	341 千円	場所	用途	種類	減損損失	沖縄県 那覇市	店舗 設備	建物附 属設備	1,112 千円	※ 2	———
場所	用途	種類	減損損失																
大阪府 北区	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	341 千円																
場所	用途	種類	減損損失																
沖縄県 那覇市	店舗 設備	建物附 属設備	1,112 千円																

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	590,000	—	—	590,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	590,000	—	—	590,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
現金及び預金勘定	228,792 千円	472,844 千円
現金及び現金同等物	228,792 千円	472,844 千円

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 本社における複合機(工具、器具及び備品)であります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度及び当中間会計期間における(中間)貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	10,198	10,198	—
資産計	10,198	10,198	—
(1) 買掛金	16,595	16,595	—
(2) 未払金	13,062	13,062	—
(3) 長期借入金	300,000	291,293	△8,706
負債計	329,658	320,951	△8,706

※「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2023年3月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	20,752	20,752	—
資産計	20,752	20,752	—
(1) 買掛金	20,513	20,513	—
(2) 未払金	16,001	16,001	—
(3) 長期借入金	300,000	289,933	△10,066
負債計	336,515	326,448	△10,066

※「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	550,326	—	—	—
売掛金	10,198	—	—	—
合計	560,524	—	—	—

当中間会計期間(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	472,844	—	—	—
売掛金	20,752	—	—	—
合計	493,596	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の償還予定額
前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	6,783	27,276	27,276	27,276	211,389
合計	—	6,783	27,276	27,276	27,276	211,389

当中間会計期間(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	20,421	27,276	27,276	27,276	197,751
合計	—	20,421	27,276	27,276	27,276	197,751

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	10,198	—	10,198
資産計	—	10,198	—	10,198
買掛金	—	16,595	—	16,595
未払金	—	13,062	—	13,062
長期借入金	—	291,293	—	291,293
負債計	—	320,951	—	320,951

当中間会計期間(2023 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
売掛金	—	20,752	—	20,752
資産計	—	20,752	—	20,752
買掛金	—	20,513	—	20,513
未払金	—	16,001	—	16,001
長期借入金	—	289,933	—	289,933
負債計	—	326,448	—	326,448

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2022 年 9 月 30 日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(2023 年 3 月 31 日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

当社には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得資産の耐用年数等に基づいて見積り、割引率は国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
期首残高	29,528 千円	47,993 千円
本社ビル賃貸借契約に伴う増加額	18,181 千円	— 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円	△5,474 千円
時の経過による調整額	283 千円	150 千円
中間期末(期末)残高	47,993 千円	42,670 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

	報告セグメント		合計
	レストラン事業	計	
沖縄県	203,191	203,191	203,191
東京都	81,448	81,448	81,448
大阪府	36,111	36,111	36,111
顧客との契約から生じる収益	320,750	320,750	320,750
外部顧客への売上高	320,750	320,750	320,750

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

	報告セグメント		合計
	レストラン事業	計	
沖縄県	292,884	292,884	292,884
東京都	112,713	112,713	112,713
大阪府	66,273	66,273	66,273
顧客との契約から生じる収益	471,872	471,872	471,872
外部顧客への売上高	471,872	471,872	471,872

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる事項

収益を理解するための基礎となる情報は、「第6【経理の状況】【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	前事業年度(期首) (2021 年 10 月 1 日)	前中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)
契約負債 前受金	366	807

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	当事業年度(期首) (2022 年 10 月 1 日)	当中間会計期間 (2023 年 3 月 31 日)
契約負債 前受金	807	1,176

前受金は、主に、履行義務の充足時期に収益を認識する主な顧客との食事サービスの提供及び食事券販売について、顧客から受け取った1ヶ月～1年分の前受金に関するものであります。前受金は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	前中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)
2023 年 9 月期上期	602
2023 年 9 月期下期	205
合計	807

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2023 年 3 月 31 日)
2023 年 9 月期下期	852
2024 年 9 月期	324
合計	1,176

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、レストラン事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)及び当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はレストラン事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)及び当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)及び当中間会計期間(自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2022 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2023 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	351.67 円	349.50 円

項目	前中間会計期間 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1株当たり中間純損失 (△)	△25.99 円	△2.18 円
(算定上の基礎)		
中間純損失 (△) (千円)	△15,336	△1,283
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△15,336	△1,283
普通株式の期中平均株式数(株)	590,000	590,000

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

当社は 2023 年 5 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり新店舗の開設をする目的で、設備投資を決議しました。

1. 設備投資の理由

当社は、事業の継続的な成長とサービスを維持するためには、新たな店舗（鉄板焼ステーキレストラン碧）をオープンする事が必要と判断し設備投資を決定いたしました。

2. 設備投資の内容

① 出店予定場所	沖縄県那覇市牧志 3 丁目 8 番 32-1 CENTER 尚亜 IA（センターショウア）内
② 完成予定	2023 年 7 月
③ 工事見積金額	内装及び附属設備 65,000 千円
④ 資金調達	株式会社沖縄銀行より、工事見積金額の全額を借入予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 6 月 23 日

株式会社碧
取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員 公認会計士 松岡 将史
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 飯村 光敏
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社碧の2022年10月1日から2023年9月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（2022年10月1日から2023年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社碧の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年10月1日から2023年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。